

令和4年12月21日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について12月9日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第65号議案 古賀市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う市職員の定年延長等に伴い、高齢職員の部分休業制度を導入するため、必要な事項を条例で定めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 高齢者部分休業制度は、法律で規定されており、定年延長の制度を導入するに当たり、高齢の職員が生活と仕事のバランスを取り、多様な働き方を実現させ、公務運営の能率向上を図ることを趣旨としている。
2. 高齢者部分休業制度は、基本的に任期の定めのない常勤職員を対象としており、常勤の1週間当たりの勤務時間38時間45分（1日当たり7時間45分の5日分）を基礎に2分の1を超えない範囲で、部分休業を承認する。
3. 労働条件と関連するところもあり、自治労古賀市職員労働組合とは事前に複数回の協議を重ねた。自治労古賀市職員労働組合からは、定年延長に当たって、60歳以上の管理職を降任した職員の取扱いや職員配置を含め、組織として効率的・効果的に運営できるよう運用してほしいなどの意見が出た。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第66号議案 古賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市職員の定数について、市職員の定年延長等に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 臨時の職員として「市長において特に必要がある場合は、予算の範囲内で臨時に職員を置くことができる。」とあるが、想定されるケースとしては、今回のコロナ禍における緊急対応や大規模な災害が発生した際の緊急的な職員の体制確保が必要となる場合が挙げられることから、一時的な人員の配置を特例的に認める趣旨の規定である。
2. 地方自治法に基づき地方公共団体間等に派遣する職員は、定数外の扱いとする。
3. 臨時に職員を配置するに当たっては、部内や部を超えての一時的な応援体制もあり、部内や部を超えての一時的な応援体制を敷いてもなお、業務の執行が難しいと認められる場合は、新たに職員を採用し、新たな職員を配置することを想定している。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第67号議案 古賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い市職員の定年年齢等について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 定年延長制度の導入に当たっては、高齢層の職員を常勤勤務として引き続き雇用することから、健康面の配慮や職場環境の調整、現場の現有戦力を十分確保できる体制を想定した形で運用する。
2. 一定の年齢に達した職員については、生活と仕事のバランスや生活設計を十分に配慮した上で、勧奨退職の制度を運用している。
3. 給与に関する措置について、「当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する」とされているが、この「当分の間」とは、一旦は期間を定めずに7割水準で給与措置するが、毎年人事院が実施している

民間の給与動向調査を踏まえ、改めて勧告等がされる可能性があることを指す。

4. 60歳での役職定年制を同時に導入することから、60歳到達年度において5級の課長補佐級以上の職員については、管理職から降任することとなり、参事補佐あるいは係長級の職になり、職責を緩和する運用が想定されている。
5. 現行の再任用制度は廃止し、これに替わるものとして定年前再任用短時間勤務制度が導入される。令和13年4月までの間は、経過的に定年の年齢が変化し、暫定再任用制度が新たに設けられる。これは現在の再任用制度と同じようなものであり、年金接続の65歳まで引き続き、暫定的に再任用制度を設けることとなる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第68号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う市職員の定年延長等に係る所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 定年延長制度導入に伴い市職員として働きながら別に働くに当たっては、制度の導入にかかわらず、地方公務員法において、営利企業の従事制限の規定がある。職員としての身分を有しながら、他で報酬を得る場合、許可制度となっているが、職の公正さや他でもらう給与等を考慮した上で任命権者が認めるか否かとなる。
2. 職員の経験を人材活用していくに当たっては、60歳から65歳までの定年延長により、多様な働き方ができるようになり、短時間勤務で働き、余った時間で、社会貢献や退職後の準備が可能となり、職員の人生設計にもつながっていく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第69号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例及び古賀市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当を改定するため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 人事院勧告に伴う俸給表の改正により、国の水準に合わせることを基本とし、令和4年度の人事院勧告における月例給、勤勉手当の引上げ改正に伴い、関係条例の一部を改正する。
2. ラスパイレス指数の改善に当たっては、人事評価制度における昇給、昇格といった運用面での改善が必要となる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第70号議案 古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市職員の給与改定に伴い、市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定するため、関係条例の一部を改正するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。